

**大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 12 月 19 日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

提 出 者

小 笹 正 博	待 場 康 生	明 石 直 樹
青 江 達 夫	土 岐 恭 生	小 玉 隆 子
辻 義 隆	西 崎 照 明	西 徳 人
前 田 修 身	石 原 信 幸	漆 原 良 光
金 沢 一 博	八 尾 進	島 田 ま り
山 田 正 和	佐々木 哲 夫	

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	1,080,000 円
副 議 長	月額	960,000 円
常任委員長	月額	910,000 円
副 委 員 長	月額	900,000 円
議 員	月額	880,000 円

附 則

この条例は、平成27年4月30日から施行する。

説 明

市会議員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抄）

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	<u>1,200,000 円</u> 1,080,000 円
副 議 長	月額	<u>1,060,000 円</u> 960,000 円
常任委員長	月額	<u>1,010,000 円</u> 910,000 円
副 委 員 長	月額	<u>990,000 円</u> 900,000 円
議 員	月額	<u>970,000 円</u> 880,000 円